

第一期・第二期 小樽市子ども・子育て支援事業計画記載項目 新旧対照表

資料1-1

第一期	第二期(案)	備考
第1部 計画の概要	第1部 計画の概要	
1 子育て社会の背景	—	
2 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨	任5
3 計画の位置づけ	2 計画の位置付け	
4 計画期間	3 計画期間	任6
—	4 計画の内容	
—	(1)子ども・子育て支援新制度の全体像	新規
—	(2)需要量の見込みと確保方策(提供体制)について	新規
—	5 計画の策定・推進	
—	(1)計画の策定・推進体制	任7
—	(2)ニーズ調査の実施	
第2部 計画の考え方	第2部 計画の考え方	
1 基本理念	1 基本理念	任1
2 基本方針	2 基本方針	
3 小樽市次世代育成支援行動計画について	—	
第3部 子ども・子育ての現状と今後	第3部 子ども・子育ての現状と今後	
1 人口推移等	1 人口・世帯数の状況	
(1)男女別人口の推移	(1)総人口・年齢別人口の推移	
(2)年齢別人口の推移	(2)世帯数の推移	
—	(3)世帯構成比の推移	
2 将来人口の見通し	2 結婚・出産の状況	
(1)将来人口の推移	(1)年齢別未婚率の推移	
(2)児童数の将来人口推計	(2)生涯未婚率の推移	
3 未婚率の推移	(3)出生数・出生率の推移	
(1)年齢別未婚率の推移	(4)合計特殊出生率の推移	
(2)生涯未婚率の推移	3 将来人口の見通し	
4 出生状況	(1)人口推計	
—	(2)児童数の人口推計	
5 就労状況	4 就労状況	
(1)労働力状態	(1)労働力率の推移	
(2)男女別労働力率	(2)女性の年齢別労働力率の推移	
6 教育・保育資源の状況	5 教育・保育資源の状況	
(1)保育施設・幼稚園の入所・入園状況	(1)保育所・幼稚園等の利用状況	
(2)地域別の教育・保育施設	(2)地区別の教育・保育施設	
7 放課後児童クラブ	—	
8 ニーズ調査結果の概要	—	第1部へ
—	第4部 第一期小樽市子ども・子育て支援事業計画の評価	新規
	1 教育・保育の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価	
	2 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策に係る実績の評価	

第4部 事業計画	第5部 事業計画	
1 教育・保育提供区域の設定	1 教育・保育提供区域の設定	必1
2 幼児期の教育・保育	2 教育・保育の需要量の見込みと確保方策(提供体制)	
(1)子ども・子育て支援新制度	—	第1部へ
(2)現行制度との比較	—	
(3)認定区分	—	第1部へ
(4)需要量の見込み	(1)需要量の見込み	必2
(5)提供体制の確保の内容及び実施時期	(2)確保方策(提供体制)	必2
—	(3)市立保育所の在り方について	新規 上記(2)に含める
3 地域子ども・子育て支援事業	3 地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みと確保方策(提供体制)	必3
(1)利用者支援事業	(1)利用者支援事業	必3(母子保健型追加)
(2)地域子育て支援経典事業	(2)地域子育て支援拠点事業	必3
(3)妊婦健康診査事業	(3)妊婦健康診査事業	必3
(4)乳児家庭全戸訪問事業	(4)乳児家庭全戸訪問事業	必3
(5)養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	(5)養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)	必3
(6)子育て短期支援事業	(6)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	必3
(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	(7)子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)	必3
(8)一時預かり事業	(8)一時預かり事業	必3
(9)時間外保育(延長保育)事業	(9)時間外保育(延長保育)事業	必3
(10)病児(病後児)保育事業	(10)病児保育事業	必3
(11)放課後児童健全育成事業	(11)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	必3
—	(12)実費徴収に係る補給給付事業	(第一期中間見直しで追加)
—	(13)多様な事業者の参入促進事業	(第一期中間見直しで追加)
4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	4 幼児期の学校教育・保育の一体的な提供及び推進方策	必4
(1)目的	—	
(2)教育・保育の一体的な提供の推進	(1)教育・保育の一体的な提供の推進	
(3)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校の連携の推進	(2)認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校との連携の推進	
—	5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	必5 新規
—	(1)幼児教育・保育の無償化	
—	(2)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	
5 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	6 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	任2
6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に都道府県が行う施策との連携	7 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携	任3
(1)児童虐待防止対策の充実	(1)児童虐待防止対策の充実	
(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	(2)ひとり親家庭の自立支援の推進	
(3)障害児施策の充実等	(3)障害児施策の充実等	医療的ケア児記載
7 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	8 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	任4
(1)働きやすい職場環境の整備	(1)働きやすい職場環境の整備	
(2)育児休業等制度の整備	(2)育児休業制度の周知	
(3)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	(3)ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	
—	9 新・放課後子ども総合プランについて	新規
—	10 子どもの貧困対策について	新規
第5部 計画の推進	—	第1部へ
1 計画の策定・推進体制	—	
(1)計画の策定	—	
(2)計画の推進	—	
—	参考資料	
	1 小樽市子ども・子育て会議条例	新規
	2 用語説明	新規